

鶴ヶ島市告示第191号

鶴ヶ島市税条例（昭和29年条例第8号）第18条の2第1項の規定に基づき、富山県及び石川県における市税に関する申告期限等を延長する件（令和6年1月31日鶴ヶ島市告示第16号）において別途告示で定めることとされている期日は、次の表のとおりとする。

令和6年7月9日

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久



令和6年度 固定資産税・都市計画税		
第1期	令和6年 7月31日	納期限
第2期	令和6年 9月30日	納期限
第3期	令和6年12月 2日	納期限
第4期	令和7年 1月31日	納期限

令和6年度 軽自動車税	
令和6年 7月31日	納期限